

施設基準等定例報告に係る提出書類フローチャート【医科】

貴医療機関は病院・診療所のいずれですか。

病院

以下の書類を提出してください。

【提出書類】

①「施設基準の届出の確認について（報告）」

※要件を満たしていない施設基準がある場合は、併せて辞退届を提出してください。

②「報告確認ツール」で確認した報告が必要な様式
(当局ホームページからダウンロードの上、提出してください。)

診療所

貴医療機関は、以下のいずれですか。

(A) 入院基本料を届け出ている有床診療所
→ Aへ進んでください。

(B) ①入院基本料を届け出していない有床診療所
又は
②無床診療所
→ Bへ進んでください。

1、2のいずれか（又は全て）に該当しますか。

1. 令和5年7月1日現在、次の①～⑯の届出・報告を行っている。

①糖尿病透析予防指導管理料に係る施設基準
②ニコチン依存症管理料に係る施設基準
③生殖補助医療管理料に係る施設基準
④在宅療養支援診療所(支援診1,2,3)に係る施設基準
⑤在宅療養実績加算(在援実1,2)に係る施設基準
⑥在宅患者訪問褥瘡管理指導料に係る施設基準
⑦精巣内精子再手術に係る施設基準
⑧摂食機能療法の注3に掲げる摂食嚥下機能回復体制加算に係る施設基準
⑨脳血管疾患等リハビリテーション料1,2,3に係る施設基準
⑩運動器リハビリテーション料1,2,3に係る施設基準
⑪初診料の注1、再診料の注1の規定による情報通信機器を用いた診療に係る施設基準
⑫明細書発行に係る「正当な理由」に該当する旨の届出 <保険外併用療養費>
⑬特別の療養環境の提供（外来医療に係るもの）に係る特別の料金を徴収する旨の実施報告
⑭予約に基づく診察に係る特別の料金を徴収する旨の実施報告
⑮保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察に係る特別の料金を徴収する旨の実施報告
⑯医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療に係る特別の料金を徴収する旨の実施報告

2. 令和4年7月1日から令和5年6月30日までの間に保険外併用療養費の支給対象となる次の⑰～⑳の実績がある。

⑰白内障に罹患している患者に対する多焦点眼内レンズの支給に係る特別の料金を徴収する旨の実施報告
⑱医薬品の治験に関する診療
⑲医療機器の治験に関する診療
⑳再生医療等製品の治験に関する診療

はい

届け出ている施設基準のうち、要件を満たしていない施設基準はありますか。

※左記の施設基準以外の施設基準を含む、届け出ている全ての施設基準について確認してください。

はい

以下の書類を提出してください。

【提出書類】

①「施設基準の届出の確認について（報告）」

②要件を満たしていない施設基準に係る辞退届

③「報告確認ツール」で確認した報告が必要な様式
(当局ホームページからダウンロードの上、提出してください。)

いいえ

届け出ている施設基準のうち、要件を満たしていない施設基準はありますか。

はい

以下の書類を提出してください。

【提出書類】

・「報告確認ツール」で確認した報告が必要な様式
(当局ホームページからダウンロードの上、提出してください。)

※「施設基準の届出の確認について（報告）」の提出は不要です。

いいえ

ご提出いただく書類はありません。

以下の書類を提出してください。

【提出書類】

①「施設基準の届出の確認について（報告）」

②要件を満たしていない施設基準に係る辞退届